

# 廃棄物処理法令の改正にかかる アスベスト廃棄物の処理基準等の 強化について

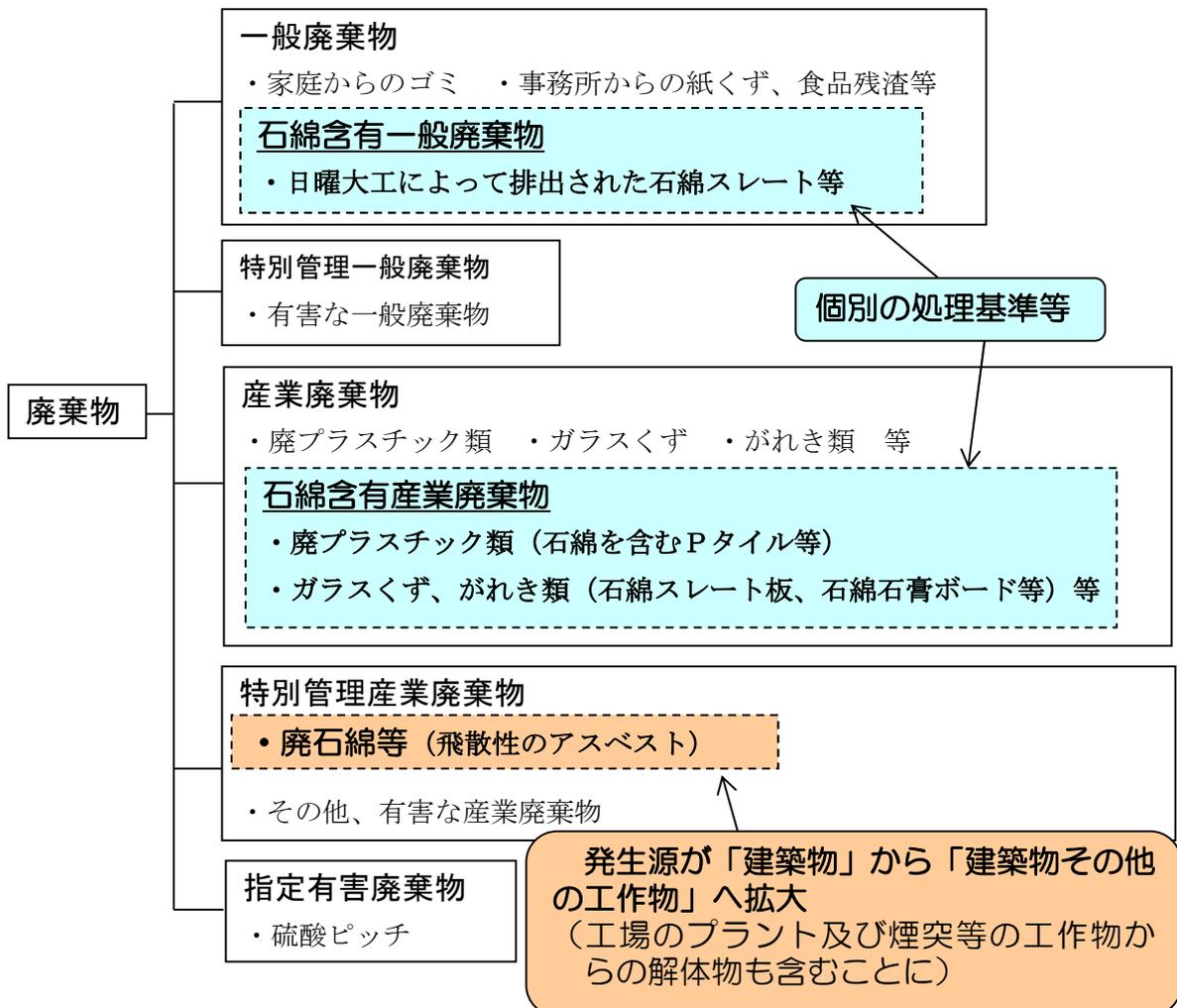
(平成18年10月、平成23年4月改定)

## ○平成18年10月改定内容

### 1 廃棄物の分類等について

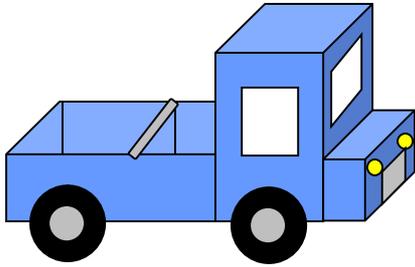
- 特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」の範囲が拡大。
- 非飛散性のアスベストを含む「石綿含有産業廃棄物<sup>※</sup>」についての処理基準等が新設。

※ 工作物（建築物を含む）の新築、改築又は除去に伴って生ずる廃棄物で石綿をその重量の0.1%を超えて含有する産業廃棄物（「廃石綿等」を除く。）

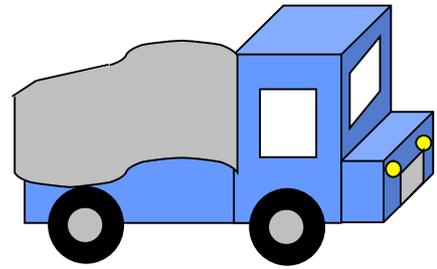


## 2 石綿含有産業廃棄物の収集・運搬について

- 石綿含有産業廃棄物を収集運搬する際には、十分な飛散防止措置をとってください。
- 石綿含有産業廃棄物は、他の廃棄物と区分して収集運搬を行なってください。



加えて



- ・仕切り等を設けることにより、石綿含有産業廃棄物がその他のものと混合しないようにする。

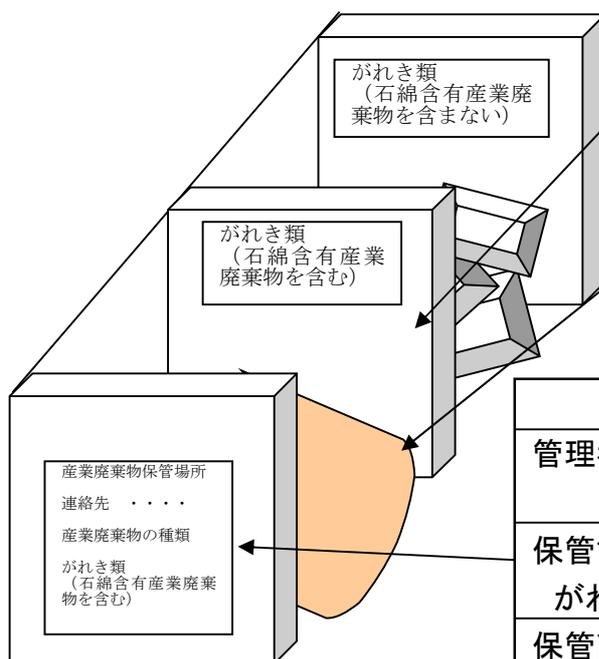
- ・飛散しないように梱包する又はシートで覆う。
- ・運搬中破損しないよう、十分固定する。

- ・収集運搬時に車両へ石綿含有産業廃棄物を積込む際、やむを得ず切断等が必要な場合は、散水等により十分湿潤化した上で最小限度の破碎・切断を行う。

## 3 石綿含有産業廃棄物の保管基準について

- 石綿含有産業廃棄物を積替え保管する際には、十分な飛散防止措置をとってください。
- 石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と区分して積替え、保管してください。
- 保管場所であることを示す掲示板中の産業廃棄物の種類には、石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を記載してください。

※適正に処理するためには排出段階で他の廃棄物と区分して保管し、排出することが極めて重要です。



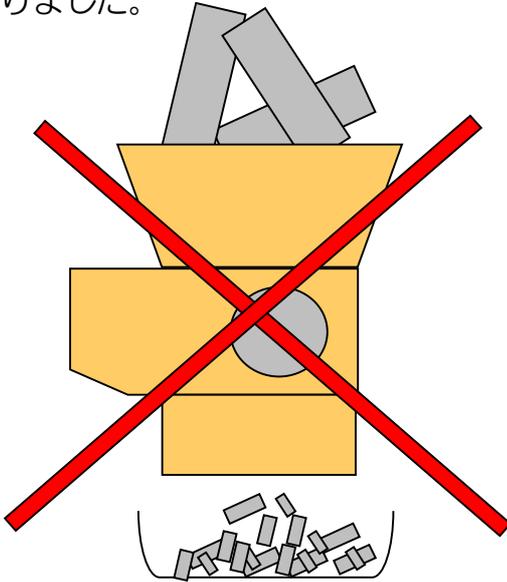
- ・仕切り等を設けることにより、石綿含有産業廃棄物がその他のものと混合しないようにする。

- ・飛散しないように梱包又はシートで覆う。  
(収集運搬業の積替え保管施設は原則、屋内での保管)

産業廃棄物の保管施設の掲示			
管理者	〇〇建設(株)	連絡先	△△市△△町
	□田□男		TEL XX-XXXX-XXXX
保管する産業廃棄物の種類			
がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)			
保管高さ	3m	保管の上限	50m <sup>3</sup>

## 4 石綿含有産業廃棄物の処分について

- 「石綿含有産業廃棄物」の処分方法は、埋立処分もしくは溶融処理、無害化処理のみになりました。



・ 破碎・切断・圧縮・選別・焼却等による中間処理は禁止。



・ 破碎等のみ処理を委託することはできません。

最終処分場での埋立て等、適正な処理の委託を行って下さい。

## 5 石綿含有産業廃棄物に関する情報の伝達等について

- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）  
処理を行う産業廃棄物に「石綿含有産業廃棄物」が含まれる場合は、廃棄物の種類に「石綿含有産業廃棄物」が含まれる旨及びその数量を記載することが、必要になりました。
- 委託契約書に「石綿含有産業廃棄物」が含まれる旨を記載することが必要になりました。
- 産業廃棄物処理施設設置者、産業廃棄物処理業者が備える帳簿についても産業廃棄物に「石綿含有産業廃棄物」が含まれる場合はその旨を記載することが必要です。



## 6 国によるアスベスト無害化処理施設の認定制度について

- 人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する石綿を含む廃棄物の無害化処理の促進・誘導を行うため、高度な技術を用いて無害化する処理を行う者を個々に国が認定するという制度（無害化処理認定制度）について、手続の規定が整備されました。  
（本制度は、平成18年8月9日施行）

※この認定制度については環境省近畿地方環境事務所（06-6881-6502）にお問い合わせください。

## 7 アスベスト処理施設に関する制度の改正について

- 廃棄物処理法第15条第1項に基づく施設の設置許可の対象施設に、「廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設」が追加されました。また、これに併せて、本施設に係る基準として、溶融施設の技術上の基準及び溶融施設の維持管理の技術上の基準等が定められました。

### ○平成23年4月改定内容

#### 1 廃石綿等の埋立処分基準の強化について

##### 改正概要（施行令第6条の5第3号ル関係）

- (1) 廃石綿等の埋立処分を行う場合には、大気中に飛散しないように、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置（注）を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包することとする。

※ 改正前は、「耐水性の材料で二重にこん包すること又は固型化すること」とされていました。

- (注) 「薬剤による安定化」の例  
「粉じん飛散抑制剤」（大気汚染防止法）や「石綿飛散防止剤」（建築基準法）などの薬剤により石綿が飛散しないよう措置すること。

「その他これらに準ずる措置」の例  
大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業に係る規制基準（作業基準）に定められている  
「薬液等により湿潤化すること」が該当

- (2) 埋め立てる廃石綿等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずることとする。

※ 即日覆土に係る規定を追加

##### 排出事業者のみなさまへの注意事項

最終処分場への持ち込みにあたって取るべき事前措置については、委託先の最終処分業者と協議してください。

（問い合わせ先）

地域	担当	電話番号
大阪市域	大阪市環境局環境管理部環境管理課産業廃棄物規制グループ	06-6630-3284
堺市域	堺市環境局環境保全部環境対策課	072-228-7476
豊中市域	豊中市環境部事業ごみ指導課	06-6858-3070
吹田市域	吹田市環境部環境保全指導課	06-6384-1799
高槻市域	高槻市市民生活環境部資源循環推進課	072-669-1886
枚方市域	枚方市環境部環境指導課	050-7102-6014
八尾市域	八尾市環境部循環型社会推進課産業廃棄物指導室	072-924-3772
寝屋川市域	寝屋川市環境部環境保全課	072-824-1021
東大阪市域	東大阪市環境部産業廃棄物対策課	06-4309-3207
大阪府域 (上記9市域以外)	大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課	06-6210-9570